

〈明治乳業不当労働行為・差別事件〉

審理の枠組み、 証人審尋を巡る激しい攻防！



去る、5月8日、証人調べ（6月5日、第一回証人尋問）を控えての調査が行われ、審理の枠組みと立証計画を巡る攻防が展開されました。申立人らの立証計画（総論2名×2時間＝4時間。各論9名×45分＝6時間45分）に対し、会社は、「総論反証として1名、工場別各論9名への反証として9名を予定する」としながら、証人申請は保留。そして、会社が独自に設定する「審理の枠組み」を前提に、総論とも個別とも判断しがたい証

人申請（4名＝13時間）を行ったのです。その内容は、「適法な救済年度はH5年度だけだから、この年度の昇格決定行為に係るH3、4、5年度の人事考課成績決定行為に不当労働行為該当性があるか否かを審査すればよい」等と独自の枠組みを設定し、この間、人事考課成績が悪かった申立人らについて、「勤務振り」などのアラ探し立証を4証人で行うという異常な立証計画です。

又、会社代理人は、反対尋問の準備に時間が必要等と理由に、「申立人ら総論主尋問2名を続けて行い、反対尋問は後でまとめて行いたい」等とし、定着している審理方法をも無視した主張まで行ったのです。しかし、中労委や裁判所などでの長時間集中審理では、主尋問に続いてただちに反対尋問を行うのが当たり前なのであり、いかに会社主張的の外れかは明白です。

制度の設立趣旨を踏まえた 審査指揮こそ求められる

大勢の支援傍聴や代理人らの道理にそった主張と、公益委員の審査指揮により会社主張は退けられました。しかし、今後も、「事件の併合」問題など審理の枠組みを巡る攻防が予測されます。だからこそ、多くの命令例・判例で確立している、不当労働行為制度の設立趣旨を前提とした、迅速な審理計画を示すことが労働委員会に求められているのです。すなわち、この種事件では「救済年度に存在する格差（差別）の原因を、格差の形成過程に戻り、必要な範囲まで遡って審理・判断される」のであり、そこには「時間的な隔たり

がないこと」等の制限が無いことも明白です。そして、救済方法も、「可能な範囲で遡って格差の形成を認定し、それを将来にむけて救済する」方法が定着しているのです。4月に中労委で勝利和解を行った東芝事件の終了によって、一連の大企業でのこの種事件は終結したのであり、これらの解決に労働委員会が果たしてきた役割は決定的でした。最後に残された、明治乳業事件の迅速な審理と、全面解決に向けた労働委員会の審査指揮は決定的に重要となっています。

明治乳業争議支援共闘会議

連絡先 江東区労連：03-5606-5285 明治乳業争議団：047-332-5698

ホームページ <http://meinyu-sougi.web.infoseek.co.jp>

[明治乳業争議](#) -> [検索](#)

労働委員会は労働者の権利擁護に全力を傾けて、争議解決に向けた働きを！

東京争議団共闘会議 〒107-0005 豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館503内

TEL&FAX 03-5395-3245 <http://www.tokyo-s.org>

mail@tokyo-s.org

2008年5月27日